



宮 崎 県 公 報

平成26年11月25日（火曜日） 第 2645 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

<p>告 示</p> <p>○民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 1</p>	<p>○保安林の指定予定の通知（5件）……………（自然環境課） 1</p> <p>○道路の供用の開始……………（道路保全課） 2</p> <p>○自動車専用道路の指定……………（ “ ） 2</p> <p>○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 2</p> <p>○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ） 3</p>
---	---

告 示

宮崎県告示第 658号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字上日比良5712、字上蚯山5714、5715、字上織溝5729、字白石5732- 1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 659号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字市ノ内5073- 4、5073-34、5073-36、5073-38、5073-39
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 660号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字上西平3499- 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 661号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字板屋 323- 1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 662号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字吹上 13564-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 663号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市行藤町 750-1 から 750-4 まで、751-1 から 751-4 まで、752-1、752-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 664号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年11月25日から平成26年12月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市北方町南久保山字石畳子4272番1から同市同町曾木字壺丁鐘子2219番2地先まで	平成26年11月25日

宮崎県告示第 665号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、平成26年11月25日から平成26年12月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定する期日
国道	国道 2 18号	延岡市北方町蔵田字小原辰 421番1地先から同市同町曾木字年ノ神子2197番6地先まで	15.0 ～ 183.0	4742.0	平成26年11月25日

宮崎県告示第 666号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

高千穂町	水ノ口川	11- 441- 1 - 003	土 石 流		水ノ口	I - 1 - 1897	急傾斜地の崩壊	
	八丁計川	11- 441- 1 - 004	土 石 流		水の口下	I - 1 - 3740	急傾斜地の崩壊	
	原山川	11- 441- 2 - 060	土 石 流		原山 - 1	II - 1 - 7941	急傾斜地の崩壊	
	水ノ口	I - 1 - 1897	急傾斜地の崩壊		原山 - 2	II - 1 - 7942	急傾斜地の崩壊	
	水の口下	I - 1 - 3740	急傾斜地の崩壊		原山 - 2 - 新①	II - 1 - 7942 - 新①	急傾斜地の崩壊	
	原山 - 1	II - 1 - 7941	急傾斜地の崩壊		原山 - 3	II - 1 - 7943	急傾斜地の崩壊	
	原山 - 2	II - 1 - 7942	急傾斜地の崩壊		水ノ口(1)	II - 1 - 8193	急傾斜地の崩壊	
	原山 - 2 - 新①	II - 1 - 7942 - 新①	急傾斜地の崩壊		五ヶ瀬町	尾平川	11- 443- 1 - 017	土 石 流
	原山 - 3	II - 1 - 7943	急傾斜地の崩壊			谷下川	11- 443- 2 - 034	土 石 流
	水ノ口(1)	II - 1 - 8193	急傾斜地の崩壊			谷下 - 2	II - 1 - 8442	急傾斜地の崩壊
						尾平 - 1	II - 1 - 8444	急傾斜地の崩壊
	五ヶ瀬町	尾平川	11- 443- 1 - 017		土 石 流	尾平 - 2	II - 1 - 8445	急傾斜地の崩壊
谷下川		11- 443- 2 - 034	土 石 流	尾平 - 3	II - 1 - 8446	急傾斜地の崩壊		
谷下 - 2		II - 1 - 8442	急傾斜地の崩壊					
谷下 - 3		II - 1 - 8443	急傾斜地の崩壊					
尾平 - 1		II - 1 - 8444	急傾斜地の崩壊					
尾平 - 2		II - 1 - 8445	急傾斜地の崩壊					
尾平 - 3		II - 1 - 8446	急傾斜地の崩壊					

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 667号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	水ノ口川	11- 441- 1 - 003	土 石 流
	八丁計川	11- 441- 1 - 004	土 石 流

--	--